

【第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（素案）に対する意見の要旨と町の考え方】

No.	ページ	意見の要旨	町の考え方
1	P 29 職場などにおけるハラスメント	<p>「第5次太子町総合計画 後期基本計画」の「⑪あらゆる暴力・ハラスメントの根絶」の項と同様です。</p> <p>町役場内で、セクハラを含むあらゆるハラスメントの内容やその有無について、アンケート・聞き取りなどの調査は一度もない、と聞いています。</p> <p>職員さんが安心して働きやすい職場にするため、ハラスメント根絶の対策をまず役場・足元からしてください。</p>	<p>今後の取組にあたっては、人権に関わるあらゆる問題を行政組織全体のこととして捉え、町職員一人ひとりの課題として認識する必要があります。</p> <p>町では、全職員を対象にハラスメント防止研修を実施するなど、職員の人権意識高揚に努めています。職場内のハラスメントを未然防止するとともに、住民や事業所への啓発活動に取り組みます。</p>
2	P 31 性的マイノリティへの人権侵害	<p>全国でパートナーシップ制を含む同性婚を認めている自治体は少ないですが、大阪府は2020年1月にパートナーシップ制を認めました。役場で聞いたところ「太子町は大阪府なのでその制度は認めるが、府庁に届けに行ってください」とのことでした。</p> <p>その後、太子町においても同様の制度を検討されるとのことでしたが、いつから施行されるのですか。日時を示してください。</p>	<p>性的マイノリティの人権に関して、啓発を推進していく必要があります。</p> <p>大阪府パートナーシップ宣誓証明制度が開始され、市町村や民間事業者においても、これを活用した取組を広げていくことが重要であり、町では、性的マイノリティへの理解促進と配慮した対応に努めます。</p>